

(その1)

【 令和 4 年 分 】

収 支 報 告 書

※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

ふりがな	さんせいとう あきたしぶ
1 政治団体の名称	参政党 秋田支部
2 主たる事務所の所在地	〒010-0973 秋田市八橋本町1丁目1-3
3 代表者の氏名	加賀谷 まり
4 会計責任者の氏名	阿部 恵
収支報告書作成 担当者の氏名	阿部 恵
	電話連絡先

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万円 以上のパーティを開催した場合)	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 秋田県内	<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る 国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る 国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	(現・候)

※選管受付印



改6

資金管理団体の指定の期間	
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
収入総額	A=B+C				1,267,756
	(前年からの繰越額) B				0
	(本年の収入額) C				1,267,756
支出総額	D				902,638
翌年への繰越額	E=A-D				365,118

←前年の「翌年への繰越額」と一致

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				0
員数(党費又は会費を納入した実人数)				0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	0	(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)	0	(※資金管理団体のみ)
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	(※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政治団体からの寄附	0	(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	(※その8に内訳を記載)
イ 政党匿名寄附	0	(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)	0	

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
	十億 百万 千 円 ^円	
タウンミーティング in 秋田 武田邦彦氏講演会	83,000	R4. 11. 13 現金での当日券売上分
この頁の小計	83,000	
合計	83,000	

政治資金パーティーを開催した場合、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載する。収入金額が1,000万円以上の場合は(その10)を、1つのパーティーにつき、同一の者が20万円を超えてパーティー券を購入した場合は(その11)を作成する。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
参政党	十億 百万 千 円 1,051,854	R4.06.20	大阪府吹田市千里山西1-37-40	
参政党	121,000	R4.10.17	東京都港区麻布台2-2-12	
こ の 頁 の 小 計	1,172,854	すべての交付金収入につき、本部又は支部ごとに名寄せして小計を記載するほか、頁ごとに小計を、最終ページに合計額を記載する。		
合 計	1,172,854			

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
	1億 百万 千 円	
こ の 頁 の 小 計	0	1件あたりの金額が10万円以上の収入は個別に記載する。
1 件 10 万 円 未 満 の も の	11,902	←10万円未満の収入は、一括して合計金額を「1件10万円未満のもの」にまとめて記載する。
合 計	11,902	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		うち本部又は支部に供与した 交付金(会費等)に係る支出 (再掲)	
1 経 常 経 費	0		
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	97,823		
(4) 事 務 所 費	20,462		
小 計 (A)	118,285		
2 政 治 活 動 費	89,760		
(1) 組 織 活 動 費	89,760		
(2) 選 挙 関 係 費	283,918		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア～エの計)	201,405		(ア～エの計)を記載
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政 治 資 金 パ ー ティー 開 催 事 業 費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	201,405 200,805		
(4) 調 査 研 究 費	9,270		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	200,000	200,000	
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計 (B)	784,353		
合 計 (A+B)	902,638	「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金等に係る支出は、 (その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応する。	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 政治活動費 (組織活動費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0		1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付）		
その他の支出	89,760		←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。		
合計	89,760				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 政治活動費 (選挙関係費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
新聞広告掲載料	^{十億} ^{百万} ^千 270,600 ^円	R4.07.09	秋田魁新報社	秋田市山王臨海町1-1	
この頁の小計	270,600		1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ← 1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。		
その他の支出	13,318				
合計	283,918				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 政治活動費 (その他の事業費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
11/13武田邦彦氏懇親会	十億 百万 千 円 150,200	R4. 11. 13	月あかり秋田店	秋田市中通2-7-3	
〃	8,800	R4. 11. 13	〃	〃	
この頁の小計	159,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付)			
その他の支出	42,405	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
合計	201,405				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 政治活動費 (調査研究費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0		1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付）		
その他の支出	9,270		← 1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。		
合計	9,270				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金(会費等)に係る支出の内訳					
支出項目	金額	年月日	交付金等の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
武田邦彦タウンミーティング	十億 百万 千 円 200,000	R4. 11. 13	参政党	東京都港区麻布台2-2-12	
この頁の小計	200,000	(その13)の「備考」欄の「うち本部又は支部に対して供与した交付金等に係る支出」について、その内訳を記載。(その14)(その15)と異なり、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出もすべて個別に記載する。			
合計	200,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 1 領収書等の写し |
| <input type="checkbox"/> | 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 28 日
政治団体の名称 参政党 秋田支部
会計責任者の氏名 阿部 恵
※ 代表者の氏名

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

※ 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。